

建 物 使 用 貸 借 契 約 書 (案)

貸主 野洲市 (以下「市」という。) と借主 ●●● (以下「事業者」という。) は、市と事業者が平成30年●月●日付で締結した「野洲市余熱利用施設整備運営事業 事業契約書」(以下「事業契約」という。) に基づき、次の条項により建物使用貸借契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

なお、本契約において使用される用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、事業契約で定義された意味を有するものとする。

(目的物)

第1条 市は、その所有する別紙物件目録記載の建物 (以下「本物件」という。) を事業者に貸与し、事業者は、これを市から借用する。

(用途)

第2条 事業者は、本物件を、平成30年2月●日に事業者が市に提出した野洲市余熱利用施設整備運営事業の事業提案書 (以下「事業提案書」という。) に定める自主事業及び提案施設に係る事業の用途として使用するものとし、本契約の期間中、本物件の主たる用途については、他の用途には変更しないものとする。ただし、事業契約第75条に該当する場合は、この限りでない。

(期間)

第3条 本物件の使用貸借期間は、平成32年●月●日 [余熱利用施設の引渡し日] から平成54年3月31日までとする。

2 前項の使用貸借期間の満了により本契約は終了するものとし、契約の更新をしないものとする。

(賃料)

第4条 本物件の使用貸借料は、無償とする。

(費用負担)

第5条 事業者は、自主事業及び提案施設に係る事業の実施に要する運営費、光熱水費及び修繕・更新を含む維持管理に係る費用を一切負担するものとする。

(契約の解除)

第6条 本契約は、事業契約が解除されたときは、他に特段の手続を要せず、当該契約解除の効力が生ずると同時に当然に終了するものとする。

(修繕及び設備等の更新を含む維持管理)

第7条 事業者は、事業契約に記載する内容に応じて本物件の修繕及び設備等の更新を含む維持管理を行うものとする。

(契約の費用)

第8条 本契約の締結に要する費用は、事業者の負担とする。

(信義則)

第9条 市及び事業者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(管轄裁判所)

第10条 本契約に起因する紛争に関する訴訟については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第11条 本契約に定めのない事項については、第一義的には事業契約によるものとする。事業契約にも定めのない事項については、市と事業者の協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者記名押印の上、各々1部を保有する。

平成32年●月●日

(市)

滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市長 山 仲 善 彰 印

(事業者)

(住所)

(事業者名)

(代表者名) 印

別紙 物件目録

所在地	種類	構造等 [※]	区分	貸付面積 [※]
野洲市大篠原 3333-2 他4筆	野洲市余熱利用 施設	●●造●階	延べ面積	●●m ²

[※様式集（入札書類審査）の様式 H-1 に記載するの建築構造、階数、建築面積及び延べ面積の提案内容を記載]